

令和7年度「夏の交通事故防止運動」実施要綱

1 目的

この運動は、夏休みに入るこの時期に、夏の開放感、暑さによる疲労、レジャー先での交通量増加等による交通事故の増加が予想されるため、県民総ぐるみで交通安全運動を展開し、広く県民に交通安全意識の普及啓発を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることで交通事故防止に資することを目的とする。

2 主唱

鹿児島県交通安全県民運動推進協議会

3 推進機関

県、県警察、各市町村

鹿児島県交通安全県民運動推進協議会構成機関・団体

4 実施期間

令和7年7月11日（金）～7月20日（日）

5 スローガン

交通安全 いつも心に かごしまじ 鹿児島路

6 運動の重点

- (1) 子どもと高齢者の交通事故防止
- (2) 飲酒運転の根絶
- (3) 自転車・特定小型原動機付自転車利用時の乗車用ヘルメット着用と安全利用の推進
- (4) 全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

7 運動重点の選定理由等

(1) 子どもと高齢者の交通事故防止

（選定理由） 令和6年中の子ども（中学生以下）が関連する交通事故は、発生件数388件（前年比－43件）、死者数1人（前年比±0人）、負傷者数112人（前年比－45人）であった。

また、令和7年3月末では、発生件数73件（前年比－27件）、死者数0人（前年比±0人）、負傷者数29人（前年比±0件）で、発生件数は減少し、死亡事故は発生していないものの、負傷者数は前年と同数となっており、例年この時期は、夏休み前の開放感から、子どもの道路への飛び出しや誤った自転車通行による交通事故の多発が懸念される。

一方、高齢者の交通事故については、平成15年以降、22年連続で全死者数の過半数を占めており、令和7年3月末においても全死者数12人のうち9人を高齢者が占めている現状からも、高齢者の交通事故抑止対策が喫緊の課題となっているため。

（推進事項）・ 通学路等における子どもの安全の確保

・ 「プラス1（ワン）運動」の展開

（道路横断時、中央付近でもう一度左側確認、夜光反射材、明るい服装）

・ 参加・体験・実践型の高齢者交通安全教室の実施

・ 思いやり運転の励行

・ 子どもに対する交通安全指導・保護誘導活用の徹底

・ 運転中のスマートフォン使用等、ながら運転防止対策の徹底

・ 車両運転時における歩行者保護の意識の醸成

- ・ セーフティー・サポートカー（略称：サポカー）の普及啓発
- ・ 高齢者マークを表示している自動車への保護義務の周知徹底

(2) 飲酒運転の根絶

（選定理由） 令和6年中の飲酒運転による交通事故は、発生件数45件（前年比＋10件）、死者数8人（前年比＋7人）、負傷者数51人（前年比＋6人）であったが、令和7年3月末では、発生件数9件（前年比－1件）、死者数2人（前年比－1人）、負傷者数8人（前年比－1人）で、発生が減少傾向にあるものの、未だ飲酒運転による交通事故が後を絶たない状況である。

例年この時期は、気候や長期休みなどを利用したイベントでの飲酒機会が増加することから、悪質危険な飲酒運転による悲惨な交通事故を抑止するため、家庭、地域、職場等における「飲酒運転を許さない環境作り」に対する周知啓発を強力に推進する必要があるため。

- （推進事項）
- ・ 飲酒運転の危険性・悪質性についての周知
 - ・ 安全運転管理者による運転前後の目視による運転手の酒気帯びの有無確認とアルコール検知器使用の推進
 - ・ 家庭、地域、職場等における「飲酒運転を許さない環境作り」の推進
 - ・ 「飲酒運転8（やつ）せん運動」と「ハンドルキーパー運動」の推進
 - ・ アルコールが身体に及ぼす影響や分解に要する時間等の正しい知識の理解促進

(3) 自転車・特定小型原動機付自転車利用時の乗車用ヘルメット着用と安全利用の推進

（選定理由） 令和6年中の自転車に関連する交通事故は、発生件数252件（前年比－19件）、死者数1人（前年比－1人）、負傷者数242人（前年比－22人）であった。

また、令和7年3月末では、発生件数38件（前年比－22件）、死者数0人（前年比±0人）、負傷者数35人（前年比－23人）で、いずれも減少傾向ではあるものの、自転車乗車中に交通事故に遭った死傷者の約85.5パーセントに法令違反があり、約76.1パーセントがヘルメット非着用であったことから、特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード等）を含めたヘルメット着用と安全利用の推進について、更なる周知啓発を図る必要があるため。

- （推進事項）
- ・ 「かごしま自転車条例」の理解促進
 - ・ 自転車利用者のヘルメット着用の推進
 - ・ 自転車利用者の自転車損害賠償保険等への加入徹底
 - ・ 自転車販売業者の自転車購入者に対する自転車損害賠償保険等への加入の有無の確認義務の周知啓発
 - ・ 「自転車安全利用五則」の活用による自転車の交通ルール遵守の徹底
 - ・ 特定小型原動機付自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
 - ・ 特定小型原動機付自転車の販売事業者、シェアリング事業者等と連携した安全利用についての広報啓発の推進
 - ・ ハンドル・ブレーキ・ライト等車体の点検整備の励行
 - ・ 自転車利用中の傘さし・スマートフォン・ヘッドフォン・イヤホン使用等の危険性の周知

(4) 全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

(選定理由) 令和6年中、本県における一般道での後部座席のシートベルト着用率は37.7パーセント（全国平均45.5パーセント）チャイルドシートの使用率は64.5パーセント（全国平均78.2パーセント）であり、いずれも全国平均と比べて低い。

シートベルトやチャイルドシートは、交通事故発生時に命を守る大切な装備であることから、全ての座席のシートベルト着用及びチャイルドシートの正しい使用を徹底する必要があるため。

- (推進事項) ・ 「全席ベルト着用！！『します・させます運動』」の推進
- ・ シートベルトとチャイルドシートの着用による安全効果についての理解促進
 - ・ チャイルドシートの使用と確実な取付けの励行